資料３

＜第2期計画(素案)の主な修正箇所＞

頁	項　目	新　（第4回会議提示） 内　容	旧　（第3回会議提示） 内　容
	第1章　計画策定にあたって		
3	1　計画策定の背景と趣旨	また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。 　**また、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。** さらに、子どもの貧困対策について、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策推進法」が施行され、それを受けた「子どもの貧困対策に関する大綱」において、「教育」「経済」「生活」「就労」の4つの支援を重点施策として取り組みを推進しています。令和元年度には、法律が施行されて5年が経過したことから、法律及び大綱の見直しが図られ、より一層の取り組みの推進が図られることとなりました。 このような状況を踏まえ、これまで以上に子どもや保護者の当事者視点に立った子育て支援の充実を図るため、令和元年度で最終年度を迎える「砺波市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、幼児教育・保育の無償化や**子育てニーズの多様化、子どもの貧困や虐待への対処など、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後の子育て支援の在り方についての方向性を明確にするため、**「砺波市子ども・子育て支援事業計画（第２期）」を策定し、確保するべき保育・教育、子育て支援の事業の見込み量や提供体制の確保及びその実施時期等を盛り込み、子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。	また、就学児童においても、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。 また、子どもの貧困対策について、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策推進法」が施行され、それを受けた「子どもの貧困対策に関する大綱」において、「教育」「経済」「生活」「就労」の4つの支援を重点施策として取り組みを推進しております。令和元年度には、法律が施行されて5年が経過したことから、法律及び大綱の見直しが図られ、より一層の取り組みの推進が図られることとなりました。 このような状況を踏まえ、これまで以上に子どもや保護者の当事者視点に立った子育て支援の充実を図るため、令和元年度で最終年度を迎える「砺波市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、幼児教育・保育の無償化や今後の社会状況の変化に効果的に対応できる「砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、確保するべき保育・教育・子育て支援の事業の見込み量や提供体制の確保及びその実施時期等を盛り込み、子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。
4	2　計画の位置づけ	本計画は、**子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」**を一体的に策定するものです。 また、国や県等の上位計画及び動向等を踏まえるとともに、「砺波市総合計画」を上位計画として、**「砺波市母子保健計画」、「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」を包含し、「放課後子ども総合プラン」及び「子ども・若者計画」**の性格も併せ持つものとします。 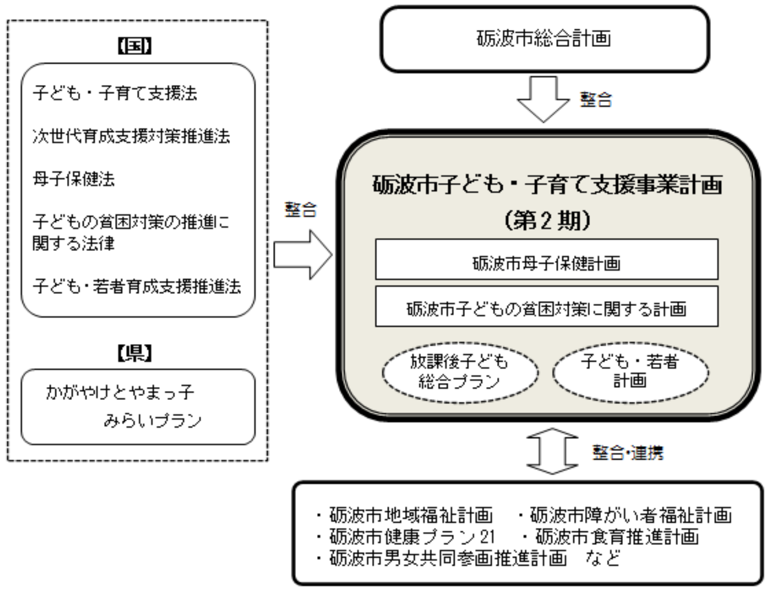	本計画は、砺波市総合計画を上位計画とするとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。 また、国や県等の上位計画及び動向等を踏まえるとともに、「砺波市総合計画」を上位計画として、「砺波市放課後子ども総合プラン」及び「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」の性格も併せ持つものとします。 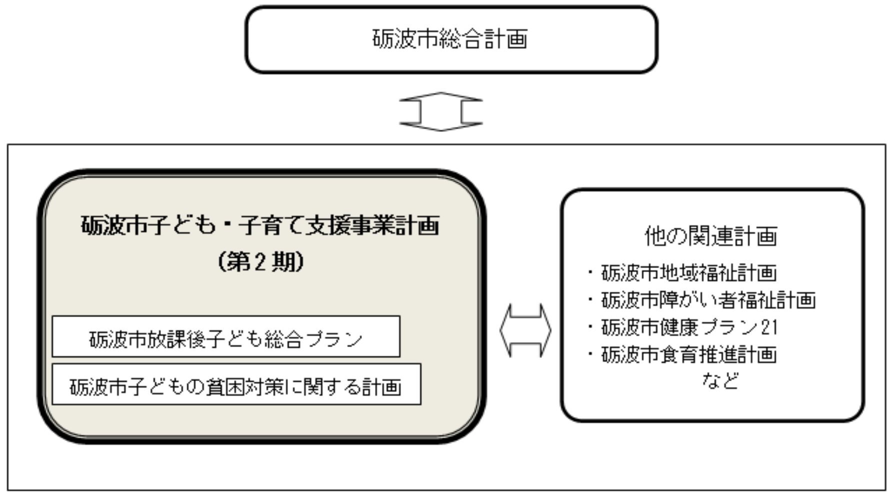

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　目	内　容	内　容
	第2章　砺波市の子育てを取り巻く現状		
11	2　教育・保育の現状		
12	（2）保育所の状況	平成29年度からは出町保育所が出町認定こども園へ、また、平成31年度からは北部保育所と太田保育所がそれぞれ認定こども園へ移行したことにより、定員が減少しています。 平成31年4月現在の保育所の状況は、公立保育所は定員710人に対し、入所児童数は438人と入所率は61.7%、私立保育所は定員400人に対し入所児童数は362人と入所率は90.5%となっています。	平成31年4月現在の保育所の状況をみると、公立保育所は定員710人に対し、入所児童数は438人と入所率は61.7%、私立保育所は定員400人に対し入所児童数は362人と入所率は90.5%となっています。
13	（3）認定こども園の状況	平成29年4月には出町認定こども園と南部認定こども園が、平成31年4月には北部認定こども園と太田認定こども園が、それぞれ開園しています。 平成31年4月現在の認定こども園の状況は、公立認定こども園は定員885人に対し、入園児童数は677人と入所率は76.5%、私立認定こども園は定員55人に対し、入園児童数は50人と入所率は90.9%となっています。全体では定員940人に対し、入所児童数は743人と入所率は79.0%となっています。	平成31年4月現在の認定こども園の状況をみると、公立認定こども園は定員885人に対し、入園児童数は677人と入所率は76.5%、私立認定こども園は定員55人に対し入園児童数は50人と入所率は90.9%となっています。全体では定員940人に対し、入所児童数は743人と入所率は79.0%となっています。 出町認定こども園と南部認定こども園は平成29年4月から、北部認定こども園と太田認定こども園は平成31年4月から開園しています。
14	（4）幼稚園の状況	平成29年度からは出町幼稚園が出町認定こども園へ、五鹿屋幼稚園と東野尻幼稚園が南部認定こども園へ、また、平成31年度からは北部幼稚園と太田幼稚園がそれぞれ認定こども園へ移行したことにより、定員が減少しています。 平成31年4月現在の幼稚園の状況は、全体では定員270人に対し、入園児童数は48人と入所率は17.8%となっています。	平成31年4月現在の幼稚園の状況をみると、全体では定員270人に対し、入園児童数は48人と入所率は17.8%となっています。

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　目	内　容	内　容
45 46 47	5　第1期計画の取組状況	子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法に基づいて国が定めた基本的な指針に則し、第1期計画において「各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の方策及びその実施時期」「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の方策及びその実施時期」を定めました。 各事業の取組状況は次のとおりです。 〇 教育・保育の量の見込みと確保の方策 ・ 地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに幼児教育と保育の一元化を見据えた施設の整備を進めました。その結果、平成29年度（2017年度）に出町小学校区と砺波南部小学校区に、平成31年度（2019年度）には庄南小学校区と砺波北部小学校区に、幼保連携型認定こども園を設置しました。 〇 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 ・ 利用者支援に関する事業 　子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用における支援を行うため、平成28年度（2016年度）から、砺波市役所こども課に子育て支援利用者支援コーディネーターを配置しています。 ・時間外保育事業（延長保育） 　保護者の長時間保育の要望に対応するため、これまでも保育所において時間外保育事業（延長保育）を実施してきました。新たに設置した幼保連携型認定こども園においても、利用者の状況や要望に対応するため時間外保育事業を実施しており、その結果、全ての認可保育所等において実施しています。 ・放課後児童クラブ 　留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、8小学校区全ての校区に放課後児童クラブを整備しています。 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 　母子の健康確保、出産や育児に対する不安軽減、育児の孤立化や虐待の防止を図り、継続的に事業を行っています。 ・ 養育支援訪問事業 　子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、家庭児童相談員等による養育に関する助言を行い、継続的に事業を行っています。 ・ 地域子育て支援拠点事業 　平成29年度（2017年度）に子育て支援センターが7か所から8か所に増えたことで、地域の子育て支援がよりきめ細かにできるようになりました。子育て支援センターに看護師を配置し、相談・助言・情報提供などを行っています。 ・ 一時預かり事業（幼稚園型） 　保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園や認定こども園において、一時預かり事業（幼稚園型）（預かり保育）の実施及び実施のための支援を行いました。 ・ 一時預かり事業 認定こども園の整備に併せて実施施設を拡大し、平成31年度（2019年度）には7施設となりました。 ・ 病児・病後児保育事業 病後児保育事業を市内の1施設で実施しています。 ・ ファミリー・サポート・センター事業 協力会員の増加を図るため、毎年、「子育てサポーターリーダー養成講座」を開催し、会員登録を推進しています。依頼会員と協力会員とのマッチングが難しい面もあります。 ・ 妊婦健康診査 　妊娠期間中の妊婦健康診査14回の助成を行っています。妊娠届出数の減少を受け、妊婦健康診査の実施回数が当初の見込みを下回りました。 また、その他の関連施策として、6つの基本目標を掲げ、様々な施策を実施してきました。 各基本目標における施策の取組状況は次のとおりです。	第1期計画（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）の取組状況については、砺波市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。 基本目標ごとの主な取組状況は以下のとおりです。

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　　目	内　　　容	内　　　容
	第3章　計画の基本的な考え方		
53	2　計画の方向性	○ 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。 ○ 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。 ○ 子ども・子育て支援においては、家庭での子育てを最重要視するとともに、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくります。 ○ 子育てと仕事との両立支援を図るとともに、家庭における子育ての孤立化の防止等、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。 **○ 生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。**	○ 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。 ○ 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。 ○ 子ども・子育て支援においては、家庭での子育てを最重要視するとともに、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくります。 ○ 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。
54	3　重点的視点	**基本理念、計画の方向性の実現に向け、以下の5項目を重点的な視点として、**行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、自助として、共助として、公助による取り組みを推進していきます。 〈視点その1〉　次代の親づくり 子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。**子どもの頃から乳幼児とふれあったり、小さないのちや自然とふれあったりする中で、いのちの大切さ、子どもの愛しさ、人を思いやる気持ちを学ぶことにより、子どもが大人になったときに安心して子どもを産み、自信を持って子育てができるように取り組みを進めます。** 〈視点その2〉　子どもの成長 **子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。**子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが重要であり、**そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。** 〈視点その3〉　社会全体による支援 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、次代を担う子ども達の成長を社会全体で支えていくためにも、**全ての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が互いに協力し合い、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができる地域社会の実現に向けて取り組みを進めます。** 〈視点その4〉　家庭への支援 子どもを心身ともに健やかに育むためには、全ての家庭が安心して子育てができる**教育・保育環境などの**整備が重要です。全ての子どもと家庭への支援の視点として、**子育て家庭の様々な事情、多様なニーズに対応できるよう行政、家庭や地域、学校、関係機関・団体、企業等が連携し、子育て家庭が真に必要としている支援を考え、取り組みを進めます。** 〈視点その5〉【新規】子どもの未来への支援 子どもの貧困問題を社会全体でとらえ、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を進めることが重要です。**生まれ育つ環境に関わらず、すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送れるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、共に育ち、共に育てるまちづくりへの取り組みを進めます。**	「砺波市次世代育成支援地域行動計画」、「砺波市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、以下の5項目を重点的な視点として推進します。なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、自助として、共助として、公助による取り組みを推進していきます。 〈視点その1〉次代の親づくり 子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。 〈視点その2〉子どもの成長 子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。 〈視点その3〉社会全体による支援 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、次代を担う子ども達の成長を社会全体で支えていくためにも、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。このため、社会全体の視点として、以下のような方針を定めます。子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境としての保育所・認定こども園・幼稚園と地域との連携はもとより、母親や子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを行います。また、働きながらの子育てが当たり前の社会づくりを促進します。 〈視点その4〉家庭への支援 子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、全ての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。本計画では、社会全体で子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育て家庭をサポートできる体制づくりや、女性の社会進出に伴い、働きながら子育てしやすい環境づくりを促進します。 〈視点その5〉【新規】子どもの未来への支援 子どもの貧困問題を社会全体でとらえ、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を進めることが重要です。このため、子どもの未来への視点として、以下のような方針を定めます。すべての子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されず、将来に向かって夢や希望を持って成長していける社会の実現を促進します。

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　　目	内　　　　容	内　　　　容
56 57	4　基本目標	(1)質の高い教育・保育の提供 保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、全ての子どもが同じように質の高い教育・保育を受けられるような環境の整備を進めるとともに、乳幼児期においても潜在的保育ニーズが高い状況などを踏まえ、待機児童など保育を受けられない子どもが出ないよう、保育の量的拡大・確保を図ります。 また、次代を担う子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭教育、子どもの個性や人格を尊重したゆとりある学校教育など教育環境の整備に努めるとともに、遊びや自然体験、文化・芸術活動、スポーツ活動等を通して豊かな人間性や社会性、創造性を育んでいけるよう、地域や家庭と学校が連携してさまざまな遊びや体験の場の整備や機会の提供に取り組みます。 (2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進 誰もが安心して子どもを産み、また全ての子どもが健やかに、生き生きと育つことができるよう地域の環境づくりに努めるとともに、子どもの成長段階に応じた子育て情報の提供や相談体制の充実など、子育て家庭の支援に取り組みます。また、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、思春期保健、小児医療などライフステージごとの健康推進に取り組みます。さらに、妊娠期から子育て期にわたり、母子等に対する必要な支援を切れ目なく行うため、関係機関の役割分担と連携を図りながら、協働して支援できる体制の強化を図ります。 (3)地域の子ども・子育て支援の充実 子どもの幸せを第一に考えて、子どもが親と接する時間を確保しつつ、全ての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子ども・子育て支援サービスの充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進、子育て支援センターによる支援体制の充実など、地域ぐるみによる子ども・子育て支援の充実を図ります。 さらに、放課後児童等の健全育成を図るため、地域の実情を踏まえ、身近な地域において全ての子どもや子育てを見守り、支えあうための仕組みづくりに取り組みます。 (4)安心・安全な子育て環境の整備 子どもと子育てをする保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。また、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを、関係機関や地域と連携して推進します。 (5)職業生活と家庭生活との両立の推進 女性の就労の増加や就労希望の増加、それにともなう保育サービスのニーズの増加・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するために、保育及び地域サービスの向上に努めます。また、仕事をしながら子育てができるような支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行えるよう、働きやすい環境づくりを整備するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど啓発や支援に努めます。 (6)要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進 一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進するため、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、ひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備します。さらに、特に専門的な知識及び技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細やかな取り組みを推進するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。 (7)【新規】子どもの未来を応援する取り組みの推進 子どもの現在と将来が、その生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、必要な環境整備を行うとともに、支援が行き届くよう制度の周知を継続しながら、教育支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。	(1)質の高い教育・保育の提供 子どもを持つ親の就労状況や家庭の事情に関わらず、すべての子どもが同じように質の高い教育・保育を受けられるような環境の整備を進めるとともに、乳幼児期においても潜在的保育ニーズが高い状況などを踏まえ、待機児童など保育を受けられない子どもが出ないよう、保育の量的拡大・確保を図ります。また、次代を担う子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組むなど、質の高い教育・保育の提供を目指します。さらに、学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上していきます。 (2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進 親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかに、生き生きと育つことができる地域の環境づくりに努めます。また、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。さらに、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。 (3)地域の子ども・子育て支援の充実 子どもの幸せを第一に考えて、子どもが親と接する時間を確保しつつ、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子ども・子育て支援サービスの充実を推進します。また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進、子育て支援センターによる支援体制の充実など、地域ぐるみによる子ども・子育て支援の充実を図ります。 (4)安心・安全な子育て環境の整備 子どもと子育てをする保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備するとともに、安全に安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進する総合的なまちづくりに取り組みます。核家族化や都市化の進行に伴い、地域の人間関係の希薄化が懸念される中、犯罪の増加・凶悪化など、子どもを取り巻く環境が悪化し、子どもの安全は脅かされてきている現状です。子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもが不安を感じることのないまちづくりに取り組みます。 (5)職業生活と家庭生活との両立の推進 仕事をしながら子育てができるような支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力し合いながら子育てを行えるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働きやすい環境づくりを整備します。さらに、国、県、事業主、関係団体等と連携を図り、広報・啓発・情報の提供を図っていきます。 (6)要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進 児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。 (7)【新規】子どもの未来を応援する取り組みの推進（子どもの貧困対策に関する計画） 子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、 在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うためにも、支援が行き届くよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。
58 59	5　施策の体系	■基本目標7の施策の展開　(1)子どもの教育の支援 (2)子育て世帯への生活の支援 ■基本目標7の 主な施策の欄に項目を新たに追加 【修正内容については計画本編58～59ページ参照】 ■基本目標ごとに新規事業があるものは「★事業名」を追加 【修正内容については計画本編59ページ参照】	■基本目標7の施策の展開　(1)子どもの学習の支援 (2)子どもの生活の支援

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　目	内　容	内　容
	第4章　子育て支援施策の展開		
63	1　基本目標別の施策の展開	■各事業を整理 ■「子どもの貧困対策に関する計画」にあたる部分に数値目標を追加 ■「子ども・若者計画」に対応する事業を追加	
63 66 68	基本目標1 質の高い教育・保育の提供	（2）子どもの生きる力を育む学校の教育環境等の整備 ①確かな学力の向上 「No.6学習支援ボランティア活用事業の実施」を削除 ③豊かな心の育成 「No.18.となみの合唱団」「旧No.19となみミュージカルキッズ」を合わせて→「No.17地域の文化活動の活性化」に変更 「No.20おはなしの時間、パレット」→「No.18本に親しむ環境づくり」に変更 「No.20子どもの読書活動の推進」を削除 ⑥幼児教育の充実 「No.32.あそびの広場」「No.33すくすく広場」を合わせて→「No.29子育て支援施設開放事業」に変更	
75	基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進	（1）子どもや母親の健康の確保（母子保健計画） ③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり 「No.71育児相談事業(再掲)」を削除	
81	基本目標3 地域の子ども・子育て支援の充実	（1）地域における子育て支援の充実 ② 施設において保護者の児童の養育を支援する事業・情報提供及び指導の推進 「No.100.あそびの広場、すくすく広場」→「No.95子育て支援施設開放事業」に変更	
90	基本目標6 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	（1）児童虐待防止対策の充実 ③相談支援の充実 「No.141　女性のための悩み相談事業」を追加	
94 95 96 97 98	基本目標7 子どもの未来を応援する取り組みの推進	■施策の展開〔(1)子どもの教育の支援、(2)子育て世帯への生活の支援、(3)保護者の就労自立支援、(4)子育て世帯への経済的支援〕ごとに数値目標を設定　【計画本編　94、96、97、98ページを参照】 ■施策の展開ごとに、施策の項目を設定及び事業を追加 (1)子どもの教育の支援の中に、①学校を窓口とした福祉関連機関等との連携　②地域による学習支援　③就学支援の充実　を追加、「No.161要保護・準要保護児童生徒への就学援助」を追加 (2)子育て世帯への生活の支援の中に、①保護者の自立支援　②生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりの支援　③子ども・若者の自立支援　を追加、「No.166子ども食堂の取り組みへの支援」、「No.167若者の自立・就労支援」を追加 (3)保護者の就労自立支援の中に、①就労相談と情報提供　②資格取得等に対する支援　を追加、「No.171高等職業訓練促進給付金の支給」を追加 (4)子育て世帯への経済的支援の中に、①生活を支える手当等による支援　を追加、「No.173ひとり親家庭等医療費助成」「No.177養育費の確保に関する相談支援」を追加	
99	2　放課後児童に係る事業の推進	国においては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、文部科学省と厚生労働省が協力し、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を進めることとしています。 また、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、市町村においても、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備が求められています。 本市では、以上のことを踏まえ、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体型・連携型の整備を推進するため、次のとおり整備方針を定めます。	国においては 文部科学省と厚生労働省が協力し、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が進められています。 そして、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象とした学習や体験・交流活動等を行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備を進めるため 、「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に制定され、本市でも第1期砺波市子ども・子育て支援事業計画にあわせて「放課後子ども総合プラン」を策定しました。 これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、市町村においても、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。砺波市では以上のことを踏まえ、次のとおり整備方針を定めました。

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　　目	内　　　　容	内　　　　容
	第5章　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供		
104	2　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	<u>(1)対象事業</u> <u>本計画で量の見込みを算出する事業は、以下のとおりです。</u>	

【 教育・保育 】

認定区分	対象事業		対象家庭	対象年齢
1号認定	教育	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭	3～5歳
2号認定	保育	幼稚園	両親就労家庭(幼稚園利用希望)	
		保育所 認定こども園(保育所部分)	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号認定	保育	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業		0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

対象事業		対象家庭	対象年齢
(1) 利用者支援に関する事業		全ての家庭	0～5歳、 1～6年生
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)		ひとり親家庭、両親就労家庭	0～5歳
(3) 放課後児童クラブ		ひとり親家庭、両親就労家庭	1～6年生
(4) 子育て短期支援事業		全ての家庭	0～18歳
(5) 乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	－
(6) 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業		養育支援訪問等を必要とする家庭	－
(7) 地域子育て支援拠点事業		全ての家庭	0～2歳
(8) 一時預かり事業	(幼稚園におけるもの)	在園児の全ての家庭	3～5歳
	(保育所等におけるもの)	全ての家庭	0～5歳
(9) 病児・病後児保育事業		ひとり親家庭、両親就労家庭	0～5歳 1～6年生
(10) ファミリー・サポート・センター事業		全ての家庭	0～5歳、 1～6年生
(11) 妊婦健康診査事業		全ての妊婦	－
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		実費負担の軽減を必要とする家庭	－
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		事業者	－

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　目	内　容	内　容
106	3 教育・保育の量の見込みと確保の方策		
106	（1）認定区分	■保育の必要性の定義を追加 「保育の必要性」の事由（子ども・子育て支援法施行規則第1条の5） ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労していること ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ②妊娠中又は出産後間がないこと ③保護者が疾病、障がいを有していること ④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等 ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧に当たっていること ⑥求職活動を継続的に行っていること ・起業準備を含む ⑦就学していること ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	
107	（2）教育・保育の量の見込み	ア1号認定及び2号認定（3歳以上の幼稚園又は認定こども園利用） ■確保の方策の数字を修正 令和4年度、令和5年度の鷹栖小学校区　0人→15人 【確保の内容】 ・令和2年度から私立2保育所を幼保連携型認定こども園に移行します。 ・令和3年度に向けて、砺波北部小学校区の市立幼稚園を同じ校区の市立認定こども園へ統合します。 ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。 ・令和4年度に向けて、鷹栖小学校区の市立保育所の改築及び認定こども園化、庄東小学校区の市立幼稚園及び私立保育所の統合整備を進めます。 ・令和6年度までに、庄川小学校区の市立4保育所について認定こども園としての統合整備を進めます。 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。	ア1号認定及び2号認定（3歳以上の幼稚園又は認定こども園利用） 【確保の内容】 令和2年度から私立2保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。 また、令和6年度までに、鷹栖地区の市立保育所の改築及び認定こども園化、庄東地区の市立幼稚園及び私立保育所の統合整備、庄川地区の市立4保育所の統合整備について、それぞれ調整を進めます。 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能・幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、検討を進めます。
108		イ2号認定（認定こども園又は保育所） ■確保の方策の数字を修正 令和4年度、令和5年度の鷹栖小学校区　98人→83人 【確保の内容】 ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。（14人増） ・令和4年度に向けて、鷹栖小学校区の市立保育所について認定こども園としての改築整備を進めます。（15人が1号認定へ） ・令和6年度までに、庄川小学校区の市立4保育所について認定こども園としての統合整備を進めます。（10人が1号認定へ） 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。	イ2号認定（認定こども園又は保育所） 【確保の内容】 令和3年度に出町地区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園への移行を見込み14人増、令和6年度までに、鷹栖地区の市立保育所が認定こども園としての改築整備を見込み15人減(⇒1号認定)、庄川地区の市立4保育所が認定こども園としての統合整備を見込み10人減(⇒1号認定)として確保します。 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能・幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、検討を進めていきます。
109		ウ　3号認定(0歳児) 【確保の内容】 ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。(3人増) 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。	ウ　3号認定(0歳児) 【確保の内容】 令和3年度に出町地区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園への移行を見込み3人増として確保します。 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能・幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重するとともに、検討を進めていきます。

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　　目	内　　　　容	内　　　　容
110		エ　3号認定(1･2歳児) 【確保の内容】 ・令和3年度に出町小学校区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行します。(23人増) 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに民営化を含めた教育・保育施設の整備を検討します。また、認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重し、支援していきます。	エ　3号認定(1・2歳児) 【確保の内容】 令和3年度に出町地区において私立の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園への移行を見込み23人増として確保します。 今後とも、地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能･幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。認定こども園への移行については、事業主体の意向を尊重するとともに、検討を進めていきます。
111	4　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保の方策		
111	(2)時間外保育事業 (延長保育事業)	■確保の方策の数字を修正 令和4年度の鷹栖小学校区　140人→　125人 令和6年度の庄川小学校区　280人→　270人 【確保の内容】 令和3年度に40人増、令和4年度に15人減、令和6年度に10人減を見込みます。 地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能･幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。 保育所機能を有する施設の整備の際には、延長保育の実施について検討します。	【確保の内容】 令和3年度に40人増、令和5年度に15人減を見込みます。 地域の意向を確認しながら、小学校区ごとに保育所機能･幼稚園機能を有する施設の整備を検討します。 保育所機能を有する施設の整備の際には、延長保育の実施について検討します。
113	(3)放課後児童クラブ	【確保の内容】 各小学校区に1か所以上の放課後児童クラブがあります。 出町小学校区の児童数の推移を踏まえ、令和3年度以降に1クラブ増設します。 また、放課後児童クラブの整備だけでなく、多角的な視点から児童の放課後等の居場所づくりを推進します。	【確保の内容】 各小学校区に1か所以上の放課後児童クラブがあります。 出町小学校区の児童数の推移を踏まえ、令和3年度以降に1クラブ増設します。
115	(7)地域子育て支援拠点事業	■確保の方策の数字を修正 令和4年度から令和6年度までの鷹栖小学校区　0人→300人 【確保の内容】 市内に8か所の子育て支援センターを設置しています。 引き続き、8か所の子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施していきます。 また、令和4年度に向けて、鷹栖小学校区に子育て支援センターの設置を検討していきます。	【確保の内容】 市内に8か所の子育て支援センターを設置しています。 引き続き、8か所の子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施していきます。
116 117	(8)一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所及びその他の場所で、一時的に預かる事業。現在、幼稚園や認定こども園で行われている通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望等に基づき行われている預かり保育についても、一時預かり事業に含まれます。 〈幼稚園・認定こども園におけるもの〉 ■確保の方策の数字を修正 令和4年度、令和5年度の鷹栖小学校区　0人→3600人 【確保の内容】 各幼稚園及び認定こども園 今後、保護者のニーズの増大が見込まれる場合には、近隣小学校区での対応も含め、受け入れ体制について検討します。 〈幼稚園・認定こども園におけるもの以外〉 ■確保の方策の数字を修正 令和4年度、令和5年度の鷹栖小学校区　0人→720人 【確保の内容】 拠点となる認定こども園 今後、保護者のニーズの増大が見込まれる場合には、近隣小学校区での対応も含め、受け入れ体制について検討します。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所及びその他の場所で、一時的に預かる事業。現在、幼稚園で行われている通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望等に基づき行われている預かり保育については、新制度では基本的に一時預かり事業として取り扱われます。 〈幼稚園･認定こども園におけるもの〉 【確保の内容】 各幼稚園及び認定こども園 今後、保護者のニーズの増大が顕在化した際に、受け入れ体制について検討します。また、不足する小学校区においては、近隣小学校区での対応も検討します。 〈幼稚園・認定こども園におけるもの以外〉 【確保の内容】 拠点となる認定こども園 今後、保護者のニーズの増大が顕在化した際に、受け入れ体制について検討します。また、不足する小学校区においては、近隣小学校区での対応も検討します。

		新　（第4回会議提示）	旧　（第3回会議提示）
頁	項　　目	内　　　　容	内　　　　容
118	（9）病児・病後児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行うとともに、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。 【確保の内容】 私立認定こども園1（病後児保育） 私立認定こども園2（体調不良児対応）	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行うとともに、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。 【確保の内容】 私立認定こども園1
120	5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保		
120	（1）認定こども園の設置等の推進	・小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に行う施設として、引き続き、認定こども園の設置を推進します。設置に際しては、子どもたちの発達を十分保障する環境づくりに着目し、「保育所等の適正な保育環境の基準」に基づき、地域ニーズを踏まえたうえで民間活力による整備を進めることとし、必要な支援を行います。	・保育所および幼稚園の認定こども園への移行に対する支援を行うとともに、新たに設立を希望する事業者に対する支援を行います。 ・幼稚園設置者及び保育所設置者に対する情報提供を必要に応じて行い、認定こども園への移行を推進します。
120	（3）幼保小連携の推進	・幼稚園・認定こども園・保育所から小学校へ円滑に進学できるよう、合同行事や合同活動、交流活動を実施するなど、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携を図ります。 ・就学前の子どもの教育・保育の充実及び子育て支援の充実を図り、小1プロブレムの解消に努めます。	・幼稚園や保育所から小学校へ円滑に移行できるよう、合同行事や合同活動、交流活動を実施するなど、幼稚園・　　　　保育所と小学校の連携を図ります。 ・就学前の子どもの教育・保育の充実および子育て支援の充実を図り、小1プロブレムの解消に努めます。
	第6章 計画の推進		
123	1 推進体制	本計画においては、関係課を中心として、行政、市民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解した上で、一体的に取り組むことが重要です。幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。 また、関係者が連携するために必要なネットワークとして、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援に対する環境整備に向けた意識の醸成を図ります。	本計画においては、関係課を中心として、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。 また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援に対する環境整備に向けた意識の醸成を図ります。
123	2 関係機関との連携強化	全ての家庭を対象として、子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。 ・教育・福祉・労働など多くの分野の所管課と連携を図り、お互いの施策について情報交換を行い、理解を深めるなど全庁的な連携に努め、各種施策を推進します。 ・支援を必要とする子どもに関する情報等の実態把握に努めるとともに、児童相談所や福祉事務所、学校、警察等などの関係機関と連携して、地域における課題や必要な施策について検討し、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援を推進します。 ・子育て支援にかかわる住民組織やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、情報提供に努めるなど計画を円滑に推進します。 ・広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。	すべての家庭を対象として、子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、市の子育て支援施策の推進だけでなく、市内外の関連機関、市内の住民組織等との協働が不可欠です。 市内の子育て支援に関わる住民組織や児童相談所、厚生センター、教育機関、警察等との連携を強化するとともに、市内の教育関連施策や都市整備施策、住宅関連施策の所管課との連携を図ります。